

お試し SIM カードサービス利用規約

第 2 版

令和元年 7 月 25 日
UQコミュニケーションズ株式会社
UQモバイル沖縄株式会社

本規約は UQ コミュニケーションズ株式会社および UQ モバイル沖縄株式会社（以下、併せて当社と言います）が、提供する「お試し SIM カードサービス」の利用条件を定めるものです。

（規約の適用）

第 1 条 当社は、お試し SIM カードサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これに基づき本サービス（当社が貸与する SIM カードにより一定期間に限り UQ mobile 通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。

（規約の変更）

第 2 条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本規約によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

（用語）

第 3 条 本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、当社が別に規定する UQ mobile 通信サービス契約約款で使用する用語の定義に従うものとします。

（契約の単位）

第 4 条 当社は、1 の SIM カードごとに 1 の契約を締結します。この場合、本契約者（当社と本契約（当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。以下同じとします。）を締結している者をいいます。以下同じとします。）は、1 の本契約につき 1 人に限りです。

（契約申込みの方法）

第 5 条 本契約の申込みをするときは、本サービスの契約事務を行うサービス取扱所へ当社所定の契約申込書を提出していただきます。

2 本契約の申込みをしようとする者は、UQ mobile 通信サービスその他当社の電気通信サービスの利用を勧奨するために、当社（当社の業務を委託している者を含みます。）がその契約者連絡先（本契約者の氏名、名称、住所若しくは居所又は連絡先の電話番号若しくはメールアドレスをいいます。以下同じとします。）の情報を使用することにあらかじめ同意していただきます。

（契約申込みの承諾）

第 6 条 当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当し、又は該当すると認めるときは、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本契約の申込みをした者が既に本サービスの提供を受けているとき。
- (2) 本契約の申込みをした者が過去に本サービスの提供を受けたことがあるとき。
- (3) 第 5 条（契約申込みの方法）に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。
- (4) 本契約の申込みをした者が日本国内に居住していないとき。
- (5) 本契約の申込みをした者の年齢が満 18 歳未満であるとき。
- (6) 本契約の申込みをした者が本規約の規定に違反する恐れがあるとき。
- (7) 本契約の申込みをした者に貸し出す SIM カードが不足しているとき。
- (8) その他当社の業務遂行上支障があるとき。

(SIMカードの引渡し)

第7条 当社は、第6条(契約申込みの承諾)に規定する申込みの承諾を行った場合は、その申込みを受けたサービス取扱所においてSIMカードを本契約者に引き渡します。

(利用可能期間等)

第8条 本契約者は、当社がSIMカードを引き渡した日から起算して15日間(以下「利用可能期間」といいます。)に限り通信を行うことができます。

(本契約者の氏名等の変更の届出)

第9条 本契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社が別に定める方法により届け出ていただきます。

- 2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 本契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社がその本契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその本契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意していただきます。
- 4 本契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
- 5 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 6 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、本規約の規定により本契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

(本契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第10条 本契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(本契約者の地位の承継)

第11条 相続又は法人の合併若しくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、本契約は終了するものとします。

(本契約者が行う本契約の解除)

第12条 本契約者は、本契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う本契約の解除)

- 第13条 当社は、第18条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された本契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その本契約を解除することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、本契約者が第18条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないでその本契約を解除することがあります。
 - 3 当社は、前2項の規定により、その本契約を解除しようとするときは、あらかじめ本契約者にそのことを通知します。
 - 4 前3項の規定によるほか、本契約は、その利用可能期間が経過した時をもって当然に終了するものとします。

(SIMカードの取扱い)

第14条 本契約者は、善良なる管理者の注意をもってSIMカードを使用するものとします。

- 2 本契約者は、SIMカードの譲渡、転貸、改造・改変を行ってはならないものとします。
- 3 本契約者は、SIMカードに故障、滅失、毀損等が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従っていただきます。

(端末機器の準備)

第15条 本契約者は、本サービスを利用するために必要な端末機器について、自らの費用と責任で準備するものとします。

(SIMカードの返還)

第16条 本契約者は、本契約が終了したときは、本契約の申込みを行ったサービス取扱所へSIMカードを返還していただきます。

(利用中止)

第17条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第21条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをその本契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第18条 当社は、本契約者が次のいずれかに該当するときは、その本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 本契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (2) 第9条(本契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき又はその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (3) 本契約者が本サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスにおいて利用に係る契約者の義務の規定に違反したと当社が認めたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその本契約者に通知します。ただし、前項第3号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(インターネット接続サービスの利用における免責)

第19条 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(通信の条件)

第20条 当社は、本サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲示するものとします。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

- 2 本サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。
- 3 本サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
- 4 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

(通信利用の制限)

- 第 21 条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置を執ることがあります。
- 2 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。
- (1) 当社又は特定携帯電話事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社又は特定携帯電話事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社の UQ mobile 通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。
 - (2) 本契約に基づき送受信された情報（通信の相手方に到達しなかったものを含みます。）の暦日単位の総量が 500 メガバイトを超えたことを当社が確認した場合に、その確認した日における通信の伝送速度を最高 200Kbit/s に制限すること。
 - (3) 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社の電気通信設備を占有する等、その通信が UQ mobile 通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
- 3 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

(本サービスの料金)

第22条 本サービスの料金は無料とします。

(当社の維持責任)

第 23 条 当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するように維持します。

(本契約者の維持責任)

- 第 24 条 本契約者は、自らの端末機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。
- 2 前項の規定のほか、本契約者は、自らの端末機器を無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう維持していただきます。

(修理又は復旧)

第 25 条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

(責任の制限)

第26条 当社は、本サービスの使用又は使用不能により本契約者に生じた損害については、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、その一切の責任を負わないものとします。

(利用に係る本契約者の義務)

第27条 本契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 端末機器を変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は端末機器の保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) SIMカードに登録されている情報を読み出しし、変更し、又は消去しないこと。
 - (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で本サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、当社が別に定める UQ mobile 通信サービス契約約款に規定する禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
 - (5) 年齢が満18歳未満の者に本サービスを利用させないこと。
- 2 本契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(本契約者に係る情報の利用)

第28条 当社は、契約者連絡先等の情報を、本契約に係る業務の遂行上必要な範囲(本契約者に係る情報を当社が当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。)で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーの通りとします。

(合意管轄)

第29条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第30条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附 則

本規約は、平成30年8月29日から実施します。

附 則

この改正規定は、令和元年7月25日から実施します。